平成２４年（再イ）第２８号
大阪市阿倍野区美章園３丁目８番２―303号
再生債務者　ヌーベルヴァンシステムズこと
若林　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第２１１号
兵庫県三田市小野1164番地128
再生債務者　福本　年充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２４３号
埼玉県蓮田市上２丁目５番13号
再生債務者　近藤　　栄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２６８号
横浜市港南区芹が谷２丁目13番21―512号
再生債務者　鈴木　　収
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第９２号
岐阜県郡上市八幡町島谷814番地
再生債務者　岡本　隼季
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月19日
岐阜地方裁判所

平成２３年（再イ）第３０２号
名古屋市東区筒井２丁目３番３号
再生債務者　狗田　竜一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字三高根79番地の３
再生債務者　蒲野　　裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１２号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目329番地
再生債務者　吉田　一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第５６０号
札幌市中央区北２条西28丁目１番18―305号
再生債務者　西岡　　貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２０号
愛媛県松山市道後樋又７番16号　コーポ樋又Ａ―201号
再生債務者　曽我部良平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月19日　　松山地方裁判所民事部

独立行政法人理化学研究所公告

独立行政法人理化学研究所は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受け、東京都文京区に所有していた駒込分所を平成22年９月に一般競争入札により売却しました。
独立行政法人通則法第46条の３第２項により払戻しを希望される出資者は、本日から起算して１箇月を経過するまでの間に請求して下さい。
平成 24 年５月７日
埼玉県和光市広沢２番１号
独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所公告

平成 24 年５月７日
独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の定年制職員給与規程等の一部変更
定年制職員給与規程及び定年制職員退職金規程の一部を改正する規程を平成24年２月23日付で制定したので独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。
なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第２号
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第２項の規定により、東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業の換地計画を下記のとおり縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の２において準用する同令第３条の規定により公告する。
平成 24 年５月７日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一
記
1　縦覧期間　平成24年５月８日から
平成24年５月21日まで
2　縦覧場所　沼津市大手町一丁目１番３号
（沼津商連ビル６Ｆ）
独立行政法人都市再生機構
静岡東部都市再生事務所
3　縦覧時間　午前９時30分から
午後５時30分まで

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、役員の異動について次のとおり公告する。
平成 24 年５月７日
地方職員共済組合
理事長　高部　正男
就　任　理事（非常勤）　山中　昭栄
〃　　監事（非常勤）　大竹　邦実
（平成24年４月１日）

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、身長164センチ位、痩せ型の男性
上記の者は、平成21年７月３日午後１時47分頃、埼玉県川越市石原町１丁目18番地、石原橋東側路上で倒れ、川越市内の病院へ救急搬送され脳梗塞と診断され入院。その後平成24年２月７日に宇都宮第一病院へ転院、平成24年３月５日に病院にて死亡。
検死の結果、死因は肺炎。
身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市無縁故者納骨堂に安置してあります。
お心当たりの方は、当市保健福祉部生活福祉課まで申し出てください。
平成 24 年５月７日
栃木県　　宇都宮市長　佐藤　栄一